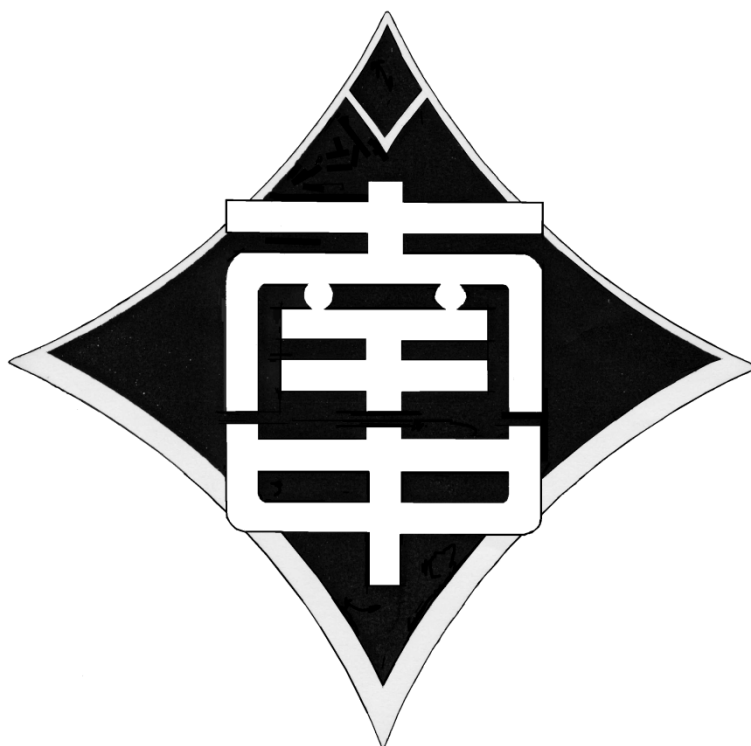


知立市立知立南中学校

学校いじめ防止基本方針



平成25年 4月 1日 策定

令和 5年 3月31日 改訂

学校いじめ防止基本方針

知立市立知立南中学校

1 いじめ防止に対する基本理念

いじめは、すべての学校で、すべての生徒に起こりうる問題である。

- すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること。
- けんかやふざけ合いのように見えても、それがいじめである可能性を認識する必要がある、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすること。
- いじめの問題を克服するために、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、知立市、学校、地域、家庭その他の関係諸機関が連携すること。
- 教員の言動が生徒間のいじめを助長することもありえるということを自覚し、生徒同士、教員と生徒、教員同士が相互に敬意をもって関わり合える学校生活環境を構築すること。
- いじめについて、迅速に詳細な報告・連絡・相談ができる教員間の雰囲気、風通しのよい組織（教員集団）を構築すること。

2 いじめ防止対策のための組織と指導体制

(1) 組織設置の目的

「いじめ防止」「いじめの早期発見」「いじめへの迅速な対処」を行うため。

(2) 組織構成員について

校務分掌にある「不登校・いじめ対策委員会」のメンバーと、心理や福祉等の専門的知識を有する者

→現状の構成員は、校長、教頭、教主、校主、学主、生支援担当、生主、保主、養教、(事例によっては、関係する職員や学級担任等が加わる)と、スクールカウンセラー、心の教室相談員

(3) 組織の役割

- ・いじめ相談、通報の窓口
- ・情報の収集と記録、共有
- ・指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携
- ・年間計画の作成・実行・検証・修正（PDCA サイクル）

3 いじめ防止に関する具体的な取組

(1) いじめ防止の取組

- ・生徒理解（生活記録ノート「みなみ」、なやみアンケート、教育相談）
- ・基本的な生活習慣に関する指導
- ・わかる授業
- ・コミュニケーション能力の育成
- ・生徒の主体的な活動の推進
- ・教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- ・ 道徳教育の充実
 - ・ 心の居場所づくり
 - ・ 生徒が落ち着いて生活できる環境の整備
 - ・ 保護者、家庭、地域との連携
 - ・ 教職員の人権意識の高揚と現職教育の充実
- (2) いじめ早期発見の取組
- ・ 日々の生徒観察
 - ・ 教職員の素早い情報共有と連携
 - ・ なやみアンケート（3年間保存）
 - ・ 個人面談、教育相談
 - ・ 保護者との情報交換
 - ・ スクールカウンセラーと心の教室相談員との連携
- (3) いじめに対する措置
- ・ いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全の確保
 - ・ いじめたとされる生徒や集団に対する事情の確認
 - ・ 事情を確認した上での適切な組織的指導の徹底
 - ・ 保護者、家庭への連絡・相談・助言
 - ・ 知立市教育委員会への連絡・相談
 - ・ 事案に応じた関係諸機関との連携
 - ・ いじめ解消後の再発防止に向けた家庭や関係諸機関との連携
- (4) ネットいじめへの対応
- ・ 情報モラル教育の推進
 - ・ 保護者への啓発活動
 - ・ 職員への研修会（現職教育）
 - ・ 発見内容等の知立市教育委員会への報告・連絡・相談
 - ・ 犯罪性のある掲示板等の削除依頼
 - ・ 事案によっては、警察への通報や外部専門機関への援助依頼

4 重大事態への対処について

いじめにより学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、いじめにより学校に在籍する生徒等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、次のように対処する。

- ・ 知立市教育委員会と連携し、速やかに、知立市又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ 前項の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報について情報を適切に提供する。
- ・ 生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCA サイクルで見直し、実効性のある取組となるよう、努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組表及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検討を行う。

(3)

月	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4	P ↓	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○コラソンやSCの生徒、保護者への周知 ○学年開き、学級開き	○いじめ相談窓口、SCの生徒、保護者への周知 ○身体測定	○PTA 総会、学年懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明
5		○現職教育			
6	D ↓			○なやみアンケート ○教育相談週間	○学校公開日 ○部活動参観日
7		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施			
8	C ↓	中間評価→検証			
9				○身体測定	
10	A ↓	○現職教育	○体育大会応援合戦		○三者懇談会
11			○文化祭合唱コンクール ○人権週間 (一斉道徳、講演会)	○なやみアンケート ○教育相談週間	
12	P ↓	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証			○保護者への学校評価アンケート
1				○身体測定	

2	D ↓	○自己評価	○卒業生を送る会		○「学校評議委員会」 において評価
3	↓				
通年	C ↓	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会での講話 ○道徳教育の充実 ○わかる授業の実施、コミュニケーション能力の育成 ○部活動等の異年齢交流	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活記録ノート 「みなみ」の活用 ○教職員の情報交換	○PTA 校外指導委員による防犯パトロール
	A ↓				
	P				

※ **P=Plan (計画)**、**D=Do (実行)**、**C=Check (評価)**、**A=Act (改善)**